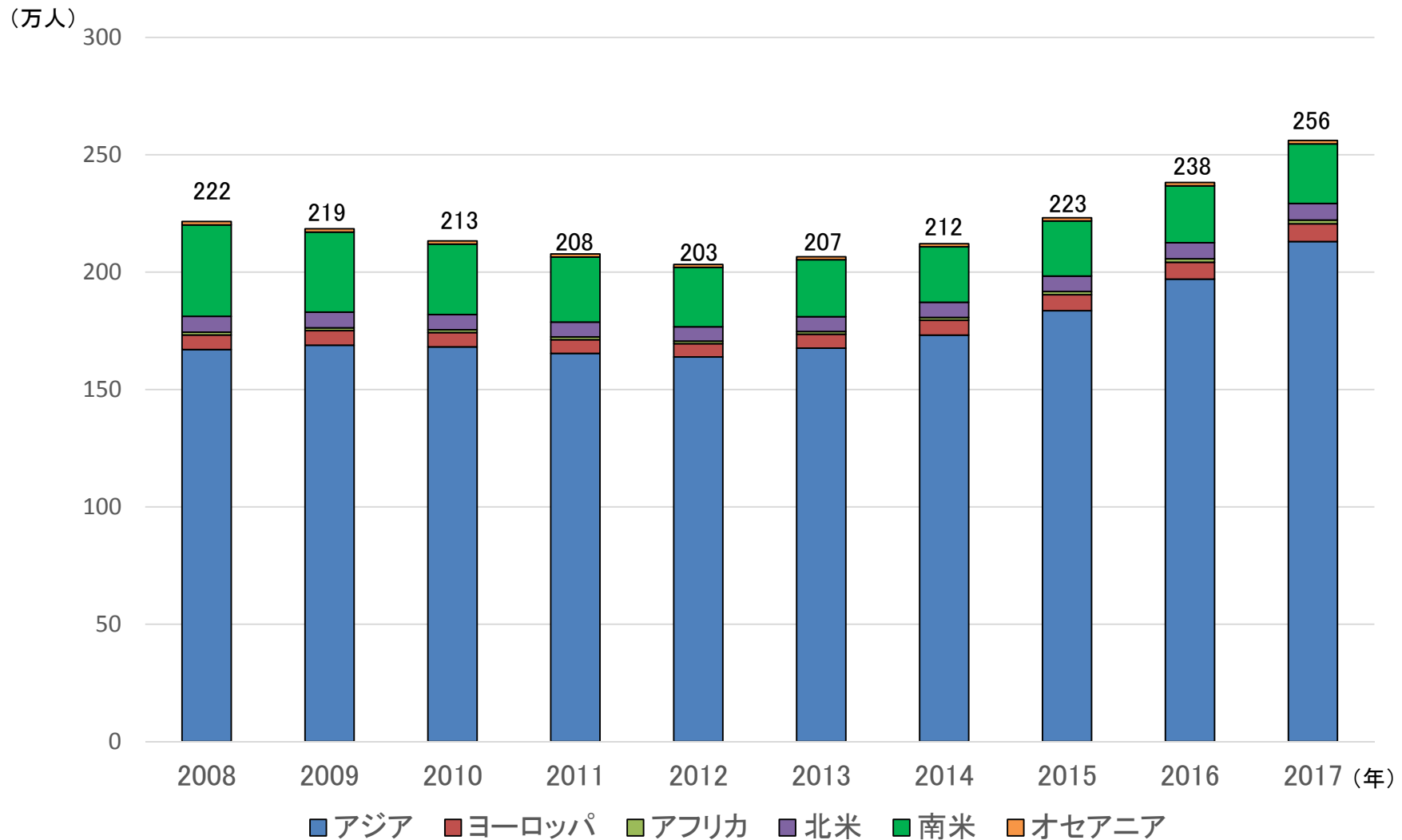


グローバル社会における 個人住民税のあり方

在留外国人数の推移

○ 在留外国人については、ここ10年で増加傾向が見られ、2017年末では256万人となっており、過去最高の水準となっている。



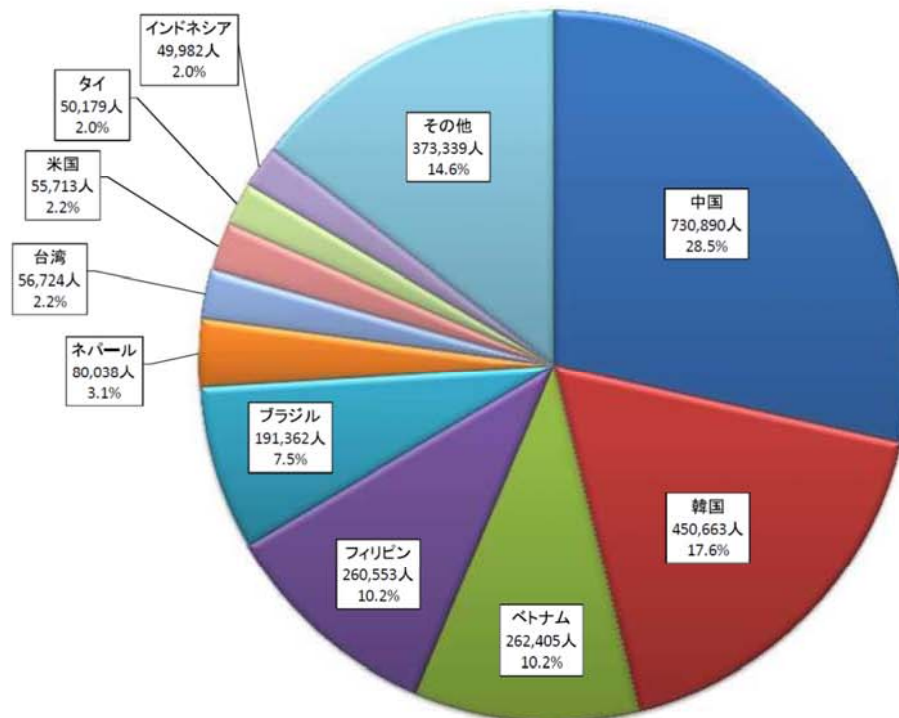
※ 法務省「在留外国人統計」(旧・登録外国人統計)より作成
※ 各年12月末現在の統計

国籍・地域別、都道府県別在留外国人数

- アジア圏からの在留外国人が多く、中国・韓国・ベトナム・フィリピンで全体の7割近くを占めている。
- 在留外国人数が最も多いのは東京都の約54万人で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

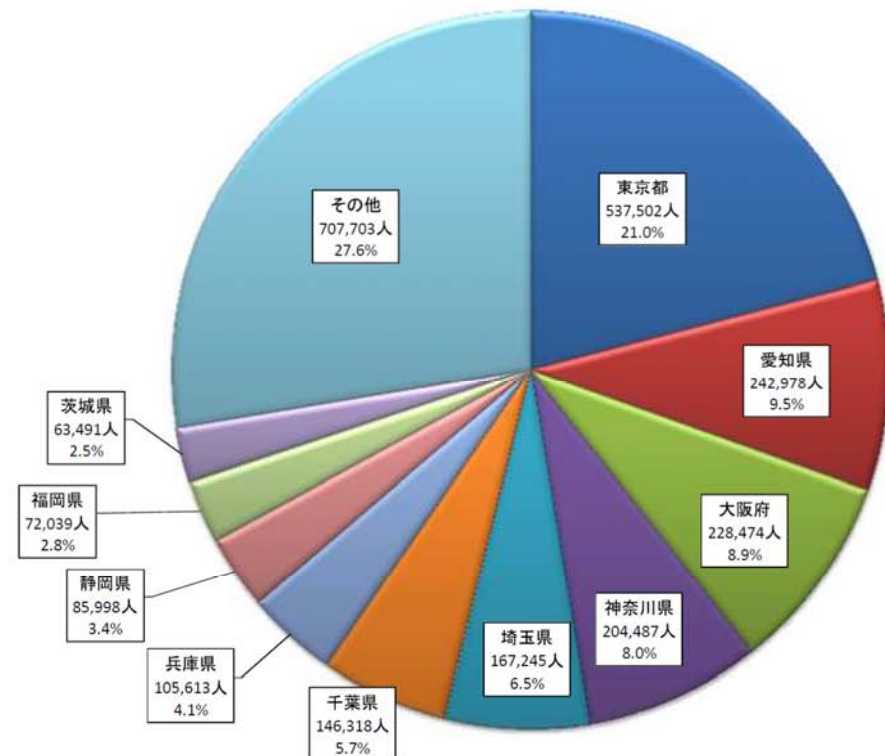
国籍・地域別の在留外国人の構成比

(2017年末)



都道府県別の在留外国人の構成比

(2017年末)



※ 法務省「在留外国人統計」より作成

近年の在留外国人を巡る議論①

経済財政運営と改革の基本方針2018

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

未来投資戦略2018

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備 2-3. 外国人材の活躍推進 (2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

また、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

これらの取組に併せて、自国外での就労・起業を目指す外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等が魅力的となるよう、政府横断的に外国人の受入れ環境の整備を進めていく。

近年の在留外国人を巡る議論②

法務省「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(第1回)」より抜粋

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

資料2-1

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
検討の方向性について中間的に整理。今後、**年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。**

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実等
 - ◎ 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - ◎ 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - ◎ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ◎ 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - ◎ 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元窓口の設置の検討
 - ◎ 「生活・就労ガイドブック」を政府機断的に作成
 - ◎ 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - ◎ 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - ◎ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - ◎ 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における裾野拡大
- ③ 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
- ④ 防災対策等の充実
 - ◎ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

- ① 外国人児童生徒の教育の充実
 - ◎ 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - ◎ 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
- ② 就学の促進

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - ◎ 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

※「◎」は新規又は拡充を検討

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - ◎ 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - ◎ 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

- ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - ◎ 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
- ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
- ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - ◎ 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - ◎ 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
- ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報

(2) 海外における日本語教育の充実

- ◎ 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- ◎ 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
- ◎ 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- ◎ 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理体制の構築

- ◎ きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ◎ 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
- ◎ 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- ◎ 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- ◎ 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築

(3) 不法滞在者等への対策強化

- ◎ 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

個人住民税所得割の納税義務者について

○ 個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日(1月1日)において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。(地方税法294①)

→ 納税義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2～9 (略)

○ 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)

→ 住民基本台帳法によって住所を認定

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 (略)

外国人への住民基本台帳制度の適用について

○ 平成24年7月施行の住基法により、日本国籍を有しない者のうち、以下の①～④が外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。

① 中長期在留者(三月を超える在留資格により在留する者)

※ただし、以下の者は除く。

- ・ 短期滞在の在留資格が決定された者
- ・ 外交又は公用の在留資格が決定された者
- ・ これらに準ずる者として法務省令で定めるもの

② 特別永住者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人並びにその子孫)

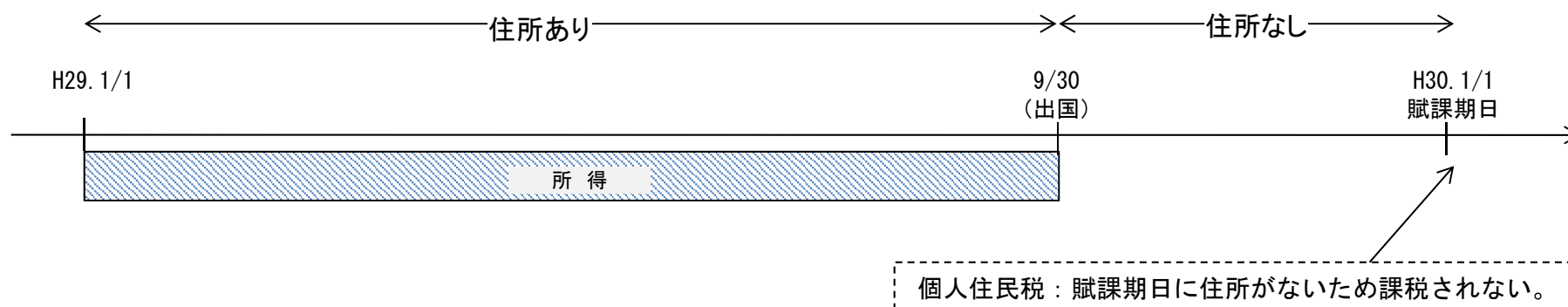
③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い①

【ケース1】 所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。

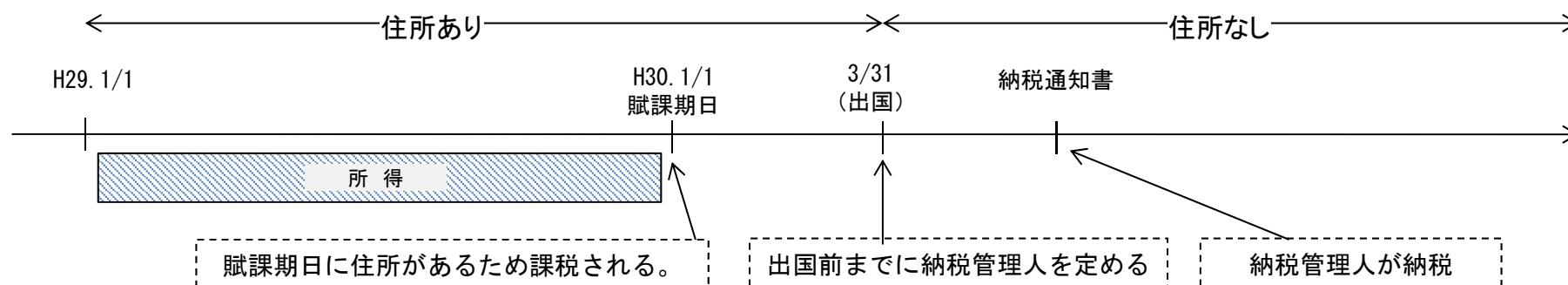


個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い②

【ケース2】 前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

○ 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。

→ 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

＜具体的な事例＞（市町村からの聞き取り）

- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
 - ・ 納税義務者の親族、知人
 - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
 - ・ 口座振替している場合
 - ・ 出国前に全額納付する場合
 - ・ 特別徴収が継続される場合 など

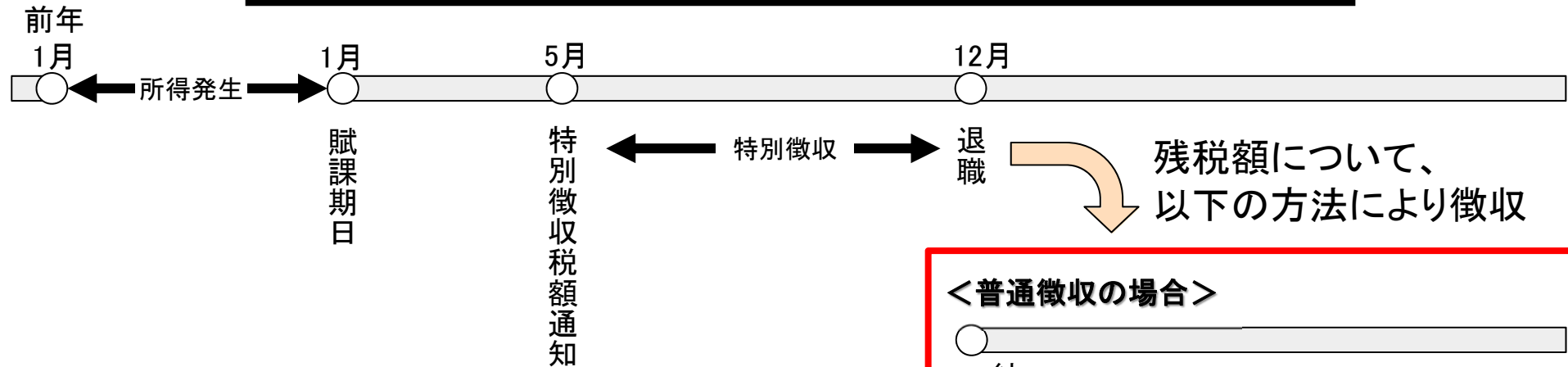
○地方税法（抄）

（市町村民税の納税管理人）

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

企業を退職等した場合の給与からの特別徴収の事務の流れ



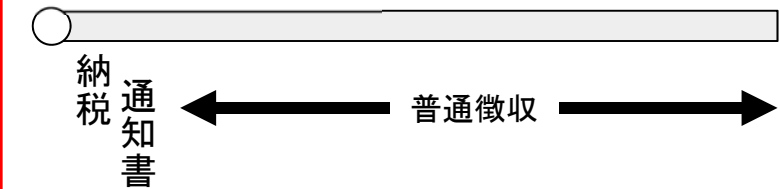
○給与所得者異動届出書(退職後に給与支払者が市町村に提出)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書										※市町村 処理欄	
市町村長殿		給与支払者 (特別徴収者)		住所(居所) 又は所在地		特別徴収義務者 氏名又は名称		特別徴収義務者 指定番号			
平成 年 月 日提出		個人番号 又は法人番号		連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに電話番号		氏名 (電話番号)		課 係			
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年月日		異 動 の 事 由	
受給者番号 (整理番号)	氏 名	円		円		円		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収		退職時ま での給与 支払額	
個人番号		円		円		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)		円	
給与の支払 を受けなくな った後の 住所		円		円		円		4. 長期欠勤 5. 死 6. その他		円	
新しい勤務 先の名称及 び所在地		円		円		円				円	

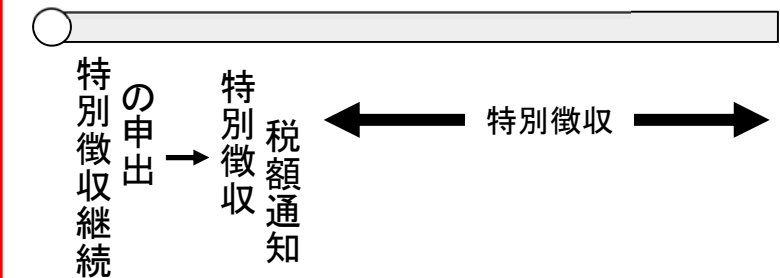
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		※ 市町村 記入欄
	徴収予定 月 日	徴収予定額 (ウ)と同一額	
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	・	円	
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異 動 者 印	・	円	

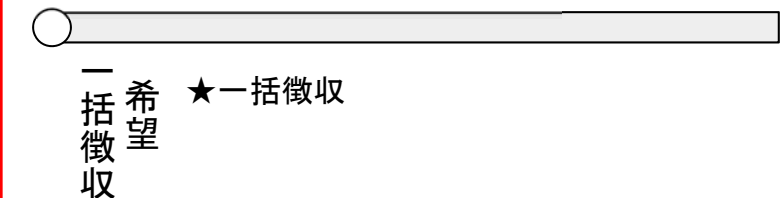
<普通徴収の場合>



<新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合>



<残税額を一括徴収する場合>



中途退職者の特別徴収税額に係る残税額の一括徴収

以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

○地方税法(抄)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

中国都市税務協議会要望「地方税制に関する要望書」(平成29年7月)

I 制度改正に関する要望

1 個人住民税関係

(6) 出国する外国人等に対する課税及び納付等について

賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、納税管理人の申告や予納制度等を活用した納付勧奨を実施しているが、事業主や納税者によって対応が様々なものとなっている。出国後の外国人等については、現実的に納付勧奨は困難であり、出国前に個人住民税を清算するための制度が必要であると考える。

については、賦課期日以降に退職し出国する外国人等については、特別徴収の一括徴収を義務化することを要望する。

- 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず、特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。
- 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、上記のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。その場合、どのような課題があるか。